

日本認定遺伝カウンセラー協会 選挙規程

第1条 趣旨

日本認定遺伝カウンセラー協会会則に定める役員の選出を適正に行うために本規程を定める。

第2条 選挙管理委員会

1. 選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、以下の業務を行う。
 - 1) 理事の選出に関する事
 - 2) 理事長および副理事長の選出に関する事
2. 委員会は、選挙管理委員（以下「委員」という。）3名をもって構成される。
3. 委員および補欠者各3名は、本会の会員から理事の任期満了年度末より9ヶ月前までに理事会により選任される。
4. 委員は理事に選出された場合、委員を辞任しなければならない。
5. 委員が辞任した場合、補欠者が委員として任命される。委員の欠員により委員会の必要人数を満たさない場合は、理事会により新たに委員が選任される。
6. 委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。
7. 委員会は理事長、副理事長選挙終了後、理事選挙、および理事長、副理事長選挙の結果をすみやかに全会員に公示しなければならない。
8. 委員会は、すべての選挙関連業務完了時をもって解散とする。

第3条 理事の選出

1. 選挙実施日程の確定、および会員への告知は委員会により行われる。
2. 理事の選挙権は、理事の任期満了年度9月末日における本会会員が有する。
3. 理事の被選挙権は、理事の任期満了年度9月末日において1年以上の会員歴をもつ本会会員が有する。
4. 投票方法は、電子媒体を利用したもの等を認めることができ、委員会によりこれを定める。
5. 委員会が投票業務を第三者に委託する場合、投票に必要な会員の登録情報を業者に提供することがある。情報の提供に際しては、原則、理事会の承認を得て行われるが、会員は個人情報を業者に提供することに対して拒否を申し出ることができる。拒否の機会については告示とともに周知・確保される。ただし、情報提供を拒否する者は同時に選挙権・被選挙権を放棄するものとする。
6. 投票方式は4名不完全連記の直接無記名投票とし、投票者は委員会の定めた指定日までに投票をしなければならない。
7. 電子媒体を用いた投票については、投票に際して、投票者本人が有権者であるかどうかを委員会が確認するために、投票の一連の流れの中で投票者を確認する措置をとる。ただし、投票に際して投票者を確認するためにとられた措置による個人情報保護は投票の有効性を確認する

以外にはこれを用いてはならない。

8. 開票は委員会で実施する。
9. 得票により、上位8名を理事とする。
10. 同点者が生じた場合は抽選によって決する。
11. 上位8名のうち意思確認の過程において理事を辞退する者がいる場合は繰り上げにより決する。

第4条 理事長および副理事長の選出

1. 理事長および副理事長の選出は、理事選挙終了の後、委員会により実施される。
2. 理事長および副理事長の選出は理事による互選とする。
3. 投票方法は、電子媒体を利用したもの等を認めることができ、委員会によりこれを定める。
4. 投票方式は単記無記名投票とし、投票者は委員会の定めた指定日までに投票をしなければならない。
5. 開票は委員会で実施する。
6. 得票により、最高点1名を理事長、次点1名を副理事長とする。
7. 同点者が生じた場合は抽選によって決する。
8. 意思確認の過程において理事長、副理事長を辞退する者がいる場合は繰り上げにより決する。

第5条 規程の変更

本規程の変更は理事会にて議決され、総会において報告される。

第6条 附則

本規程は、平成24年5月19日から施行する。

一部改定 令和3年7月30日